

令和7年度(3次募集)

市民共創チャレンジ事業補助金

募集ガイド (募集要項)



目次

補助金の趣旨	1	補助金交付の決定	5
補助金を申請できる団体	1	実績報告書の提出	5
対象となる事業	1	事業報告会での発表	5
補助金の内容	2	パネル・動画展への出展	5
補助対象経費	2	情報公開	6
年間の事業スケジュール	3	留意事項	6
事前相談	3	Q & A	6
申請書の提出	4	(参考) 令和6年度採択事業	7
審査方法と審査基準	4		

本事業に関するお問い合わせ、申請書提出先

高岡市 未来政策部 チェンジ推進課 連携推進係

〒933-8601 高岡市広小路7番50号 市役所3階

電話：0766-20-1101 ファックス：0766-20-1670

メール：change@city.takaoka.lg.jp

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

1 補助金の趣旨

高岡市では「共創の指針」に基づき、市民のみなさんが自分たちのまちについて考え、創り、育てていく「市民が主体的なまちづくり」を推進しています。それには、市民、団体、企業、大学、地域、行政等がこれまで以上に連携すること、地域の課題解決や新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げることを目指して取り組むことが必要です。これを「共創」による取組と呼んでいます。

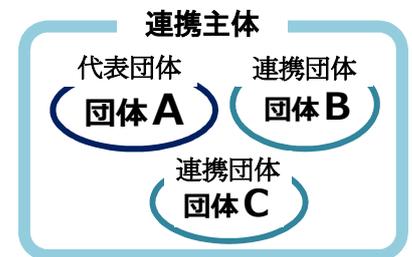
市民のみなさんが連携して、地域を元気にし、魅力あふれるまちを創る新たな取組に対し、その費用を補助することで、「共創」による取組を応援します。

2 補助金を申請できる団体

令和7年度中に完了する事業で、かつ次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市内で公益的又は公共的な活動を行っている、5人以上の会員で組織する市民活動団体、企業、大学、地縁組織、行政等2団体以上が連携した団体（連携主体）
- (2) 連携主体の代表団体※1の事務所が市内にあること

【連携主体のイメージ】



※1「代表団体」の要件

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動をしていること

- (3) 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと
- (4) その他、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体でないこと

3 対象となる事業

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 地域課題や社会的課題の解決が図られるもの、又は新たなまちの魅力や地域の価値が創出できるもの
- (2) 事業目的が、高岡市総合計画に掲げる、分野別に設定された17の「めざすまちの姿」のいずれかに該当するもの
- (3) 市民活動団体等が連携して実施することにより相乗効果が高まるもの
- (4) 市内で実施する事業であること

■対象とならない事業

- ・政治活動や宗教活動を目的としたもの ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの ・公序良俗に反するもの
- ・政策の提案のみのももの ・学術的な研究に関するもの ・事業実施を伴わない調査に関するもの
- ・地区住民の親睦を目的とする交流行事等のイベント開催のみを目的としたもの
- ・当該事業に国、地方公共団体、財団等から補助金等を受けているもの
- ・これまでに市から他の制度による助成を受けたことのある事業で、同一団体が実施する同じ内容のもの

次の例のような事業は対象とならないので、取組内容を一工夫やプラスするなどしてください。

- ・冊子（マニュアル・郷土史等）の作成・印刷のみで事業が完結してしまうもの
- ・1回限りのイベント開催で事業が完結してしまうもの
- ・趣味やサークル活動に類する仲間内だけで事業が完結してしまうもの
- ・ハード整備（土地の整備、建物の建設・修繕等）のみで完了してしまうもの

4 補助金の内容

■ 補助限度額

20万円（同一事業につき最大3年間まで）

■ 補助率

補助対象経費の80%（2年目は50%、3年目は30%）※千円未満の端数は切り捨て

※継続事業（2年目・3年目）について

申請や事業報告等は年度ごとに行う必要があり、審査・選考も年度ごとに実施します。
また、2年目・3年目の申請の際は、それぞれ、取組内容に新しい要素を加えてください。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとします。視察に係る費用や団体の運営に係る経費（経常的経費）については対象外です。

経費区分	内 容
謝金	講師（実施団体の構成員を除く。）等への謝金
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員を除く。）
旅費	講師等の旅費、会議のための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費（記念品、手土産代を除く。）、消毒液等
食糧費	外部講師等の弁当代・お茶代
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
通信運搬費	郵送料、宅配料（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限り対象とする。）
保険料	事業実施のために実施団体が負担する保険料
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
委託料	事業実施のために専門的な技術等を必要とするもの（調査委託、ホームページ作成委託等）
使用料及び賃借料	事業実施のための会場・施設使用料、備品等の賃借料
原材料費	工事、加工料等
工事請負費	事業実施にあたって、専門的な技術等を必要とするもの
備品購入費	1点あたり1万円を超える物品の購入費。なお、購入にあたっては、事前に市と協議するものとする。

※事業の実施によって入場料、参加料、出展料等の収入が生じる場合は、補助対象経費からその額を控除するものとします。

※代表団体や連携団体に業務を発注する場合（支払先が代表団体や連携団体）は、対象外となる場合がありますので事前にご相談ください。

【補助対象とならない経費の例】

- ・視察に係る旅費等の経費
- ・電話代等の団体の運営を維持するための経費
- ・実施団体（代表団体・連携団体）の構成員の人件費
- ・実施団体の構成員やイベントの参加者の飲食代

6 年間の事業スケジュール（予定）

令和7年

8月



事業募集開始

事業の概要や必要書類について随時説明しますので、お気軽にお問い合わせください。

■ 事前相談〔相談期間：～10月3日（金）まで〕

事業の内容確認のため、**申請書提出の前に、必ずチェンジ推進課にご相談**をお願いします。

10月



■ 申請書の提出〔締切：10月10日（金）〕

提出された書類の内容確認をして、内容に不備がある場合は、修正や訂正をお願いすることがあります。



■ 審査会〔10月下旬〕

高岡市共創のまちづくり推進委員に対して、プレゼンテーションを行っていただきます。

11月



■ 交付決定通知書の送付〔11月頃〕

審査会の結果を受けて市長が採択事業を決定し、代表団体宛に通知書を送付します。



■ 活動実施

活動を実施していく中で、相談等がある場合は、チェンジ推進課へご連絡ください。

令和8年

3月



■ 実績報告書提出〔事業完了後～3月31日〕

実施事業について、事業完了後から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。実績報告書に基づき補助金を交付します。

5月



■ 事業報告会〔5月頃〕

高岡市共創のまちづくり推進委員に対して、1年間の事業成果を発表していただきます。

11月



■ パネル展示・動画掲載〔令和8年11～12月頃〕

事業成果を「高岡市NPO・市民活動団体パネル展」又は「バーチャルパネル展」で発表していただきます。団体活動を広くPRする場としてご活用ください。

7 事前相談

申請にあたり、内容確認のため、必ず事前にご相談をお願いします。

- 相談期間 令和7年10月3日（金）まで
- 相談先 チェンジ推進課

8 申請書の提出

■ 申請期間 令和7年10月10日（金）まで

■ 提出書類

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 市民共創チャレンジ事業計画書（様式第2号）
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支予算書（様式第3号）
（委託料、原材料費、工事請負費、備品購入費については、見積書やカタログの写し等、金額の分かるものを添付してください。）
- ④ 連携主体概要書（様式第4号）
- ⑤ 団体の規約、会則等（代表団体のみ）
- ⑥ 団体構成員名簿（連携主体の構成団体全て）
- ⑦ 前年度活動報告書及び収支決算書（代表団体のみ）
※連携・協力先（行政の担当課、関係機関など）には、申請前に必ず事前協議を行ってください。

■ 提出方法

関係書類を添えて、直接か郵送、メールでチェンジ推進課に申請書を提出してください（データでも可）。

提出書類のうち、①～④については、市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。（情報セキュリティの運用上、USBメモリでのデータの受け渡しはできませんのでご了承ください。）

■ 申請できる事業数

1団体につき1事業のみ（1年度あたり）

9 審査方法と審査基準

事業の審査は、高岡市共創のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）委員が審査員となり審査を行います。実施団体は審査会で事業のプレゼンテーションを行っていただきます。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

■ 審査方法

実施団体のプレゼンテーション及び書類審査により、各審査員の得点の平均で6割以上を獲得した団体のうち、上位の団体から予算の範囲内で「交付決定内定団体」を決定します。

※正式な補助金交付決定は、審査の結果に基づき、市長が決定します。

■ 審査基準

項目	要件・ポイント
A 市民の主体性	・市民等が連携して主体的に取り組む事業であり、連携主体の役割分担が明確 ・団体の専門性を活かした特色ある取組である
B 事業の公益性	・地域の課題解決や市民ニーズに対応する公益性を持つものである ・他の市民も自由に参加・参画できる事業である
C 事業の先進性	・創意工夫が盛り込まれた個性的で特色ある事業である ・事業実施により市民や他団体への活動の波及効果が期待できる
D 事業の計画性	・事業のスケジュール、予算などが適正で、実現可能なものである
E 事業の自立性	・補助金以外でも、自主財源等により事業を継続するための仕組みがなされている
F 事業の継続性	・事業が一度きりではなく継続性や発展性も見込まれる

【採点の基準・配点表】

審査基準A～Fの各項目について、次の表のとおり5段階評価で審査（採点）します。
審査で重視する項目は配点が高くなります。

評価点	採点基準
5	特に優れている／想定以上の効果が期待できる
4	優れている／かなり効果が期待できる
3	平均的・普通／一定の効果が期待できる
2	もう少し努力が必要である／少し効果が期待できる
1	努力が必要である／あまり効果が期待できない

項目	配点
A 市民の主体性	○ 10点
B 事業の公益性	○ 10点
C 事業の先進性	○ 10点
D 事業の計画性	○ 10点
E 事業の自立性	5点
F 事業の継続性	5点
合計（満点）	50点

○：重視する（評価点×2点）

■ 結果通知

審査結果は、代表団体に書面で通知します。また、審査会での各審査員からの意見等を踏まえ、交付決定時に条件を付す場合があります。

10 補助金交付の決定

採択を受けた団体には、補助金の交付決定を行います。採択事業や実施団体は、市ホームページ等で公表します。なお、補助金は、交付決定額の4分の3以内の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。詳細は、チェンジ推進課にお問い合わせください。

11 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類等を提出してください。

■ 提出資料

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 市民共創チャレンジ事業実施報告書（様式第7号）
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支決算書（様式第8号）
- ④ 記録写真等の補助事業の成果を証する書類
- ⑤ 収支決算書に記載されている支出を証明する領収書等の写し
- ⑥ 市民共創チャレンジ事業評価シート（連携団体も各自記載してください）

12 事業報告会での発表

高岡市共創のまちづくり推進委員から助言を行うため、同委員会で事業成果を発表していただきます。開催時期は、令和8年5月頃を予定しています。詳しい日程や会場等は、別途ご案内します。

13 パネル・動画展への出展

例年11～12月頃に開催予定の「高岡市NPO・市民活動団体パネル展」又は「バーチャルパネル展」で、取組内容を紹介します。令和8年度の出展に際し、会場掲示用のパネル（標準サイズ：B1縦）又はYouTube掲載用の動画を作成していただきます。詳しい日程等は別途ご案内します。

14 情報公開

個人情報を除き、提出書類の内容は、公開の対象としています。団体名（代表団体、連携団体すべて）、事業内容、実施内容等は、市のホームページ等でお知らせしていきます。問い合わせがあった場合は、代表団体の連絡先等の情報を提供します。

15 留意事項

- (1) 交付決定後、大幅に事業内容や予算内容の変更を行う場合は、事前にチェンジ推進課にご相談のうえ、了解を得てから変更をお願いします。相談なく変更した場合は、補助金の交付ができない場合があります。
- (2) 交付決定を受けた団体が、同一事業に他の公的な補助金又は助成金を受けた場合は、市に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (3) 交付決定後又は補助金交付後に次のような事例が判明した場合は、その全部又は一部の交付決定を取消し、交付した補助金がある場合は該当金額について返還していただきます。

- ・申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき ・補助金を対象活動以外に使用したとき
- ・要綱の規定に違反したとき ・特段の事由なく、事業報告会等に参加しないとき
- ・必要な調査や是正要求に従わないとき ・事由なく、活動内容と申請内容が相違したとき
- ・補助対象とされた活動が行えなくなったとき又は補助対象の要件を欠いたとき

- (4) 活動実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず活動を中断しなければならなくなったときは、速やかにチェンジ推進課にご連絡ください。実施団体と協議のうえ、その後の対応について検討します。

16 Q & A

「公益的・公共的な活動」とはどのようなものですか？

例えば、自分が住んでいる地域の課題や困りごとを解決する活動や不特定多数の人が必要としているサービスを提供する活動など、地域や社会に対して役立てられる活動のことです。活動の分野は、地域活性化・まちづくり、子育て、障がい者・高齢者の自立支援、相談支援、文化芸術、スポーツなど多岐にわたります。

どのような相手と連携すれば良いのですか？

連携相手の組織形態（市民活動団体、企業、自治会、教育機関、任意団体等）は問いません。ただし、補助金を申請する事業を行うためだけに構成された一過性の団体や、構成員に暴力団等を含む団体は対象外です。

連携団体の数について制限はありますか？

連携する団体の数に制限はありません。

補助対象とならない「営利目的の活動」とは、どのようなものですか？

事業で得た利益を私的に分配することを目的とした活動を指します。公益的な団体が活動の実施にあたって、必要な最低限の収入を得るために、参加料や会費を集めることについては、問題ありません。

既存の事業は対象になりますか？

既存の活動の単なる継続については対象となりません。

地域での行祭事やイベントは対象になりますか？

単発のイベントや、地域住民の親睦のみを目的とするイベントは、対象となりません。ただし、事業目標を達成するための1つの手段としてイベントが必要であると認める場合はその限りではありません。

市からの助成を受けたことのある事業は、対象となりますか？
これまで市からの助成を受けて実施したことのある事業で、実施団体及び内容が全く同じものは、連携して取り組んでも対象となりません。今回同じ連携団体であっても、新たな視点を取り入れて新たな事業を行うものは対象となります。
土地や建物等のハード整備を事業として検討しているのですが、対象となりますか？
土地の整備や建物の建設・修繕等ハード整備のみの事業は対象となりません。ハード整備を実施する際は、それを活用した地域課題の解決やまちの魅力が創られるための取組を併せて行う必要があります。
外部講師や、実施団体の構成員、参加者への食糧費は補助対象経費になりますか？
講演会・セミナー・打合せの開催時に供する外部講師等の弁当代・お茶代は、補助対象経費になります。実施団体の構成員と参加者への食糧費は補助対象となりません。
事業の申請にあたって、事前相談は必ずしなければいけませんか？
申請書の提出前に、市の事務担当者が申請予定の事業内容や補助対象経費について確認させていただくことで、スムーズな申請につながります。必ず相談期間内に一度チェンジ推進課へ相談してください。
審査を行う「高岡市共創のまちづくり推進委員会」とは？
学識経験者や市民活動に関し知識経験を有する者等で構成される 11 名以内の委員による委員会で、本事業の審査や事業に対する助言・アドバイス等を行います。審査の公平性を保つため、審査員が所属する団体の申請事業については、その審査員は審査を辞退し、その他の審査員が審査します。
交付決定前に支出した経費は、補助の対象となりますか？
補助対象経費は、補助金の交付決定日以降に支出したものに限られます。交付決定日以前に取り組んだ事業及び経費は、補助対象経費となりませんので、ご注意ください。

17 (参考) 令和 6 年度市民共創チャレンジ事業採択事業

事業名(連携主体名)	ヒカリズム 2024〔ヒカリズム実行委員会〕		
代表団体	医療法人社団紫蘭会 医療法人光ヶ丘病院	連携団体	株式会社能作、株式会社山口久乗、株式会社宮津商店、 有限会社シマタ二昇龍工房
事業内容	前田利長や国宝の瑞龍寺をテーマとしたオリジナル曲を、高岡銅器を用いて演奏し、音源・映像を通じて、健康と伝統文化の融合を県内外に発信する。		
事業名(連携主体名)	輪音平和講座プログラム〔輪音平和講座プログラム実行委員会〕		
代表団体	輪音	連携団体	NPO 法人こどものその、富山 CAP
事業内容	戦争や平和について小学生が考える機会を設けるため、富山大空襲の体験者に取材した内容を基にリーフレットや紙芝居を作成し、食事を通じたイベントや平和講座を市内で実施する。		
事業名(連携主体名)	「もう一度」を叶えるバリアフリー拝観〔地域観光バリアフリー支援プロジェクト〕		
代表団体	株式会社ハピネス	連携団体	公益財団法人勝興寺文化財保存・活用事業団、 ヤマ自動車株式会社、キャンナス高岡野村
事業内容	国宝の勝興寺において、可搬型の福祉用具の設置や移動支援サービスの提供を行うことで、バリアフリー化を図り、障がい者や高齢者による観光を促進する。		